

はじめに

マイクロソフト（以下、「マイクロソフト」または「当社」）は、当社が提供しているクラウド オペレーティング システム (OS)「Windows® Azure™」をより多くのユーザーに知っていただき、活用いただけるよう「クラウドニア窓辺 (まどべ)」(以下、「本キャラクター」)を「Windows Azure 公認キャラクター」として制定いたしました。本キャラクターに関する一切の権利は、マイクロソフトに帰属します。この「Windows Azure 公認キャラクター利用ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)は、本キャラクターのイメージの統一性を図るため、本キャラクターの二次的創作に関する基本的なルールを説明したものです。

本キャラクターの二次的創作を行う際には、本ガイドラインの規定を遵守してください。

1, 本キャラクターの非商用利用

個人または法人格のない団体は、本項において以下定める場合に本キャラクターを用いて二次的創作をすることができます(非商用利用)。本キャラクターを非商用利用する個人または法人格のない団体は、本ガイドラインおよび本ガイドライン第 5 項に定める「Windows Azure キャラクター ライセンス」(以下、「本ライセンス」)の規定を遵守していただく必要があります。

本ガイドラインまたは本ライセンスにしたがった利用であっても、個々の利用の態様等によっては、本キャラクターの利用に関して条件・制限を付けさせていただくことがあります。このような場合には、当社の指示に速やかにしたがってください。

本ガイドラインまたは本ライセンスに違反する利用や、マイクロソフトが禁止する利用(本ガイドライン第 2 項 (c) をご参照ください。)が行われた場合、あるいはマイクロソフトからの指示・条件・制限に速やかにしたがっていただけない場合には、本キャラクターの利用許諾を直ちに中止します。

(1) 個人・法人格のない団体(サークル等)による無償使用の場合

個人または法人格のない団体は、対価・利益を得ない場合(以下、「無償の場合」)には、特に手続を行うことなく本キャラクターを使用することができます。

個人・法人格のない団体が行うことができる無償の非商用利用の例 イラスト、フィギュア、人形その他の立体工作物の無償での作成、展示、配布

同人誌の無償での作成、展示、配布

アニメ、動画、漫画、演劇、映画、ゲーム、CD/DVD の無償での作成、配布、上映、上演、展示

イラスト、フィギュア、アニメ、動画、漫画等のホームページ、ブログ、SNS での無償公開

無償イベント(学園祭の模擬店等)開催における店内装飾、配布物、参加記念品への利用

コスプレ衣装の無償での作成、展示、配布

無償でのコスプレ イベント参加

コスプレ写真、動画の無償配布、展示、上映、ウェブサイト上での公開

(2) 個人・法人格のない団体（サークル等）による有償使用の場合

個人または法人格のない団体が、本キャラクターを個人・団体の趣味の範囲で利用して、原材料費程度の対価・利益を得る場合（以下、「有償の場合」）には、以下に定める方法によりマイクロソフトに事前に申請をしていただく必要があります。本キャラクターを有償利用することを希望する個人または法人格のない団体は、「キャラクター使用申請書 (xls, 25.5 KB)」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、マイクロソフトへ申請を行ったうえで本キャラクターをご利用ください（当社の事前許諾は不要です）。

個人・法人格のない団体が行うことができる有償の非商用利用の例 イラスト、フィギュア、人形その他の立体工作物の有償での作成、展示、配布

同人誌の有償での作成、展示、配布

アニメ、動画、漫画、演劇、映画、ゲーム、CD/DVD の有償での作成、配布、上映、上演、展示

イラスト、フィギュア、アニメ、動画、漫画等のホームページ、ブログ、SNS での有償公開

有償イベント（本キャラクター利用者が入場料・出店料等を受け取る展示会等）への参加、有償イベントにおける装飾、配布物、参加記念品への利用

有償配布物・サービスの販促用グッズとして無償配布

コスプレ衣装の有償での作成、展示、配布

コスプレ写真、動画の有償配布、展示、上映、ウェブサイト上での公開

個人または法人格のない団体による利用であっても、その対価・利益の額が原材料費程度とはいえないほど多額になる可能性があるような場合や、趣味の範囲を超えるほど大規模に利用される可能性があるような場合には、本ガイドライン第 4 項「本キャラクターの商業活動、営利活動への利用」に定める商業活動、営利活動への利用に該当する可能性があります。このような場合には、本キャラクターの利用を開始する前に本ガイドライン第 4 項に定める方法でマイクロソフトまでお問い合わせください。

本項にしたがって事前申請をしていただいた利用であっても、利用の状況等からマイクロソフトが後に商業活動、営利活動への利用に該当する利用であると判断する場合には、マイクロソフトは本キャラクターの利用に関して条件を付けさせていただくことや、利用を制限させていただくことがあります。このような場合には、当社の指示・条件・制限に速やかにしたがってください。また、本項にしたがって開始された本キャラクターの利用が趣味の範囲を超えてしまったときや、対価・利益の額が原材料費程度を超えてしまったとき、あるいはそのような状態にいたる可能性があるときは、速やかに マイクロソフトまでご連絡ください。

(3) 教育目的の使用の場合

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除きます。）において教育を担任する個人および授業を受ける個人は、その授業の過程において使用することを目的とする場合には、授業の過程で必要と認められる限度において、特に手続を行うことなく本キャラクターを使用することができます。教育機関であっても、本キャラクターを当該教育機関の宣伝等に利用することは、商業活動、営利活動に

該当します。したがって、このような利用を希望される方は、利用を開始される前に、本ガイドライン第 4 項にしたがってマイクロソフトまでお問い合わせください

2, 本キャラクターの非商用利用における注意事項

本キャラクターを非商用利用する場合、利用者は本ガイドラインおよび本ライセンスの規定を遵守する必要がありますが、ここでは、特に注意していただきたい事項についてご説明します。

(a) 著作権

本キャラクターに関する著作権その他一切の権利は、対価の支払いの有無にかかわらずマイクロソフトに帰属します。したがって、利用者が本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物の商標登録、意匠登録その他の登録を行うことを禁止します。また、利用者は当社の求めに応じて、当社が本キャラクターの二次的創作物を利用することを許諾します。

(b) 著作権の表示

本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物を使用する場合は必ず「© 2011 Microsoft Corporation All Rights Reserved.」という表記を、できるだけ本キャラクターまたは本キャラクターの二次的創作物に近い場所に表示してください。

(c) 使用禁止事項

本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物を次のような態様で使用するを一切禁止します。

- 1.本キャラクター、当社または当社から許諾を受けた者が作成する本キャラクターを用いた作品・製品、当社、当社製品のイメージや品位を傷つけるような使用
- 2.法令および公序良俗に反するような使用
- 3.当社または第三者の知的財産権その他一切の権利または名誉を侵害する使用、またはこのような侵害のおそれがある使用
- 4.特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与える使用
- 5.当社の競合製品、競合他社のオブジェクトとの合成
- 6.当社の公式製品であるかのような誤解を招く態様での利用
- 7.その他当社が不適切と判断した場合

(d) 使用許可者の責任

マイクロソフトによる本キャラクターの使用許諾は、法的アドバイスの付与その他の法的業務を行うものではありません。マイクロソフトは本キャラクターを使用する第三者（マイクロソフトから使用許諾を受けた者であること、あるいは本ガイドラインおよび本ライセンスにしたがって本キャラクターを利用する者であることを問いません。）が負担する責任を負うことは一切ありません。本キャラクターの使用に関連

して発生したいかなる損害や責任、または使用許諾取消・使用差止めに関連して発生したいかなる損害や責任に対しても、マイクロソフトは一切の責任を負いません。

(e) その他

- 1.本キャラクターの利用に関しては、本ガイドラインおよび本ライセンスのほか、著作権法およびその他の適用法令を遵守してください。
- 2.第三者が作成した本キャラクターの二次的創作物を利用する場合、前項に加えて当該創作物の作成者が設定する使用条件を遵守してください。
- 3.マイクロソフトは随時本ガイドラインおよび本ライセンスを変更することができます。利用者は、その確認の有無に関わらず、利用行為時点の本ガイドラインおよび本ライセンスを遵守しなければなりません。変更後の本ガイドラインおよび本ライセンスが発効された後の本キャラクターまたは本キャラクターの二次的創作物の利用の開始または利用の継続をもって、利用者は変更後の本ガイドラインおよび本ライセンスに同意したものとみなされます。したがって、利用者は定期的に当ページにて本ガイドラインおよび本ライセンスの内容をご確認ください。

3, 本キャラクターの商業活動、営利活動への利用 (商用利用)

マイクロソフトは、当社による事前の許諾を得ずに、本キャラクターを商業活動、営利活動に利用することを一切禁止いたします。本キャラクターの商業活動、営利活動への利用を希望する方は、事前に マイクロソフトにお問い合わせください。

法人による本キャラクターの利用は、その利用目的のいかんを問わず商業活動、営利活動への利用に該当します。したがって、法人が本キャラクターの利用を希望する場合には常に、利用を開始する前に マイクロソフトにお問い合わせください。

4, Windows Azure キャラクター ライセンス

Windows Azure キャラクター ライセンス (以下「本ライセンス」) は、マイクロソフトが権利を保有する本キャラクター (第 1 条第 1 項第 2 号に定義) を利用者 (第 1 条第 1 項第 4 号に定義) が二次的創作物に非商用利用 (第 1 条第 1 項第 6 号に定義) する場合の利用可能な範囲および利用条件を定めるものです。利用者は、本キャラクターを利用することによって、本ライセンスの条項に一切の留保なく、かつ一切の条件を付帯することなく拘束されることを承諾したものとみなされます。

第 1 条 (定義)

1.本ライセンスにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。(1)「キャラクター」

その存在を他と区別するために、名称を付与され、その他音声、外見、性格等によって特徴づけられた抽

象的概念を表現するために創作された、イラスト、絵画、動画、立体工作物などの著作物をいいます。

(2)「本キャラクター」

マイクロソフトが著作権を保有するキャラクターのうち、「Windows Azure 公認キャラクター」である「クラウド窓辺 (まどべ)」および「クロード窓辺 (まどべ)」をいいます。

(3)「二次的創作物」

著作物を翻訳、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することにより二次的に創作されたイラスト、CG、立体造形物などの著作物（「二次的著作物」）、ならびに著作物の複製物、著作物の改変・切除により作成された創作物をいいます。

(4)「利用者」

個人または法人格のない団体で、本キャラクターを利用して二次的創作物を作成する者をいいます。

(5)「本ガイドライン」

本キャラクターの二次的創作物への利用に関して、本キャラクターのイメージの統一性を図るため、デザインに関する基本的なルールを説明した「Windows Azure 公認キャラクター利用ガイドライン」をいいます。

(6)「非商用利用」

利用者が、(i) 個人・団体の趣味の範囲内であって、無償または原材料費程度の対価・利益を得て行う小規模な本キャラクターの利用または (ii) 教育目的で行う本キャラクターの利用をいいます。

2. その他の用語の意義および解釈については、本ライセンスに別段の定めがある場合を除き、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の規定に従うものとします。

第 2 条（著作権法その他の適用法令との関係）

1. 本キャラクターは、著作権法およびその他の適用法令によって保護されます。
2. 本ライセンスは、著作権法およびその他の適用法令において認められる、利用者によるマイクロソフトのキャラクターの利用を妨げるものではありません。
3. 利用者は当社の求めに応じて、当社が本キャラクターの二次的創作物を利用することを許諾します。

第 3 条（利用許諾・利用条件）

1. マイクロソフトは、本ガイドラインおよび本ライセンスの各条項にしたがい、利用者自身が非商用利用に限って次の各号に定める利用を行うことを利用者に対して非独占的に許諾いたします。(1) 本キャラクターの二次的創作物を作成すること。
(2) 本キャラクターまたは本キャラクターの二次創作物を、複製、改変、切除、翻案、配布、販売、展示、上演、上映または公衆送信すること、あるいは公衆送信可能な状態にすること。
2. 利用者が対価・利益を得て前項に定める非商用利用を行うことを希望する場合には、利用者は、本ガイドラインに定める方法にしたがってマイクロソフトに事前に申請しなければなりません。

3.利用者は、本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物を次の各号に定める態様で利用することは一切できません。(1) マイクロソフトによる事前の使用許諾なく、商業活動、営利活動など非商用利用として本ガイドラインおよび本ライセンスにおいて許容された限度を超えて利用すること。

(2) 本キャラクター、当社または当社から許諾を受けた者が作成する本キャラクターを用いた作品・製品、当社、当社製品のイメージや品位を傷つけるような利用。

(3) 法令および公序良俗に反するような利用。

(4) 当社または第三者の知的財産権その他一切の権利または名誉を侵害する利用、またはかかる侵害のおそれがある利用。

(5) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与える利用。

(6) 当社の競合製品、競合他社オブジェクトとの合成。

(7) 当社の公式製品であるかのような誤解を招く態様での利用。

(8) その他当社が不適切と判断する利用。

4.利用者が本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物を使用する場合は、必ず「© 2011 Microsoft Corporation All Rights Reserved.」と表記しなければなりません。これは著作権を表示するものであり、できるだけ本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物に近い場所に表示しなければなりません。

5.利用者が本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物を使用する場合は、本ライセンスおよび本ガイドラインの規定を遵守しなければなりません。

第 4 条 (免責)

1.マイクロソフトは、本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物の利用に関し、特定の利用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、瑕疵の不存在を含むあらゆる保証をいたしません。

2.本ライセンス、または本ライセンスに基づく本キャラクター並びに本キャラクターの二次的創作物の利用により利用者に発生するいかなる損害についても、マイクロソフトは当社に故意または重大な過失があるときを除き、一切責任を負わず、利用者の責任においてこれを負担するものとします。

第 5 条 (マイクロソフトによる条件・制限およびマイクロソフトへの通知)

1.マイクロソフトは、利用者による本キャラクターの利用の態様や状況が、非商用利用の限度を超えると判断する場合その他マイクロソフトが必要と判断する場合には、当該本キャラクターの利用に関して条件を付け、または本キャラクターの利用を制限することができます。利用者は、マイクロソフトからかかる条件・制限を通知された場合には、速やかにこれらにしたがわなければなりません。

2.利用者は、非商用利用として開始された本キャラクターの利用が趣味の範囲を超えてしまったときや、対価・利益の額が原材料費程度とはいえなくなってしまうとき、あるいはそのような状態にいたる可能性があるときは、本ガイドラインの定めにしたがって速やかに マイクロソフトに通知しなければなりません。

第 6 条 (本ライセンスの変更)

1.マイクロソフトは、次のような場合に本ライセンスおよび本ガイドラインを適宜変更できるものとし、(1) マイクロソフトの製品の発表および変更または新たな技術の開発・普及等によって、利用者の新たな利用態様に対応する必要があるとき。

(2) 関係法令の変更があったとき。

(3) 現状の本ライセンスおよび本ガイドラインの内容に、法令解釈や用語に関する誤りがあるとき。

(4) 現状の本ライセンスおよび本ガイドラインの内容によって当社に著しい不利益が発生し、またそのおそれがあるとき。

(5) その他マイクロソフトが必要と判断したとき。

2.利用者には、その確認の有無に関わらず、利用行為時点の本ライセンスおよび本ガイドラインを遵守していただきます。変更後の本ライセンスまたは本ガイドラインが発効された後の本キャラクターまたは本キャラクターの二次的創作物の利用の開始または利用の継続をもって、利用者は変更後の本ライセンスおよび本ガイドラインに同意したものとみなされます。

3.変更後の本ライセンスおよび本ガイドラインの内容は、本キャラクターおよび本キャラクターの二次的創作物の本ライセンスおよび本ガイドラインの変更前になした利用行為に影響を及ぼしません。

第 7 条 (本ライセンスの終了)

1.利用者が本ライセンスまたは本ガイドラインの条項に違反した場合には、当該利用者へ付与された本ライセンスは自動的に終了いたします。これによって、本キャラクターの利用に関するマイクロソフトと当該利用者の関係は著作権法およびその他の適用法令によってのみ規律されることとなります。

2.前項に定める場合を除き、本ライセンスは、本キャラクターに関する著作権法およびその他の適法法令上の権利の保護期間の終了と同時に終了いたします。

3.前 2 項に関わらず、マイクロソフトは、いつでもその理由のいかんを問わず、本ライセンスを停止または終了させることができます。

4.マイクロソフトは、本条に基づき本ライセンスが終了等したことによって利用者が発生したいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第 8 条 (準拠法)

1.本ライセンスは、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

2.本ライセンスのいずれかの規定が、準拠法の強行法規に抵触するとき、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第 9 条 (管轄)

1.本ライセンスに関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10 条 (その他)

- 1.本ライセンスは日本語によって提供いたします。本ガイドラインのその他の言語への翻訳は参照のためのもので過ぎず、本ライセンスの日本語版と翻訳との間に齟齬がある場合には日本語版が優先するものとします。
- 2.本キャラクターに関する本ライセンスに記述のない全ての権利は、マイクロソフトが留保いたします。
- 3.本ライセンスに記載のない、当社のキャラクターに関する一切の権利は、当社に留保されます。

附則

1.2011 年 6 月 21 日 制定

http://msdn.microsoft.com/ja-jp/claudia00_03#01